

杉戸町犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、杉戸町犯罪被害者等支援条例（令和5年杉戸町条例25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 傷害 犯罪行為により受けた負傷又は疾病のうち、次のいずれかの要件を満たすものをいう。

ア 医師の判断により当該負傷又は疾病の療養に1箇月以上を要し、かつ、病院又は診療所への入院を3日以上要したもの

イ 精神疾患で、3日以上労務に服することができないもの

(2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は傷害で、被害届出が警察に受理されているもの又は被害届出を警察に提出することが困難であると町長が認めたものをいう。

(3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。

(見舞金の額)

第3条 条例第8条に規定する見舞金の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 傷害見舞金 10万円

(遺族見舞金の支給対象及び順位)

第4条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、犯罪被害者の死亡の原因となった犯罪行為が行われた時において、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 犯罪被害者が町内に住所を有していたこと。

(2) 次に掲げるいずれかに該当する者であること。

ア 犯罪被害者の配偶者又は婚姻の届出をしてはいないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者若しくは犯罪被害者とパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓（杉戸町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和5年杉戸町告示第63号）第2条第5号に規定する宣誓をいう。以下同じ。）を行った者

イ 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

ウ イに該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号アからウまでに該当する者が複数いる場合は、第1順位となる遺族（以下「第1順位遺族」という。）を遺族見舞金の支給対象とする。この場合において、順位は同号アからウまでの順序とし、同号イ及びウに掲げるものにあつては、それぞれ当該イ又はウに掲げる順序とし、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

2 前項第3号の規定により第1順位遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、町が当該代表者に対して行った遺族見舞金の支給は、当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

（傷害見舞金の支給対象）

第5条 傷害見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時から第8条第2項の規定による申請を行う時までの間、引き続き町内に住所を有している犯罪被害者（同条の規定による申請を行う時において町内に住所を有していない者であつて町長が認めるものを含む。）とする。

（犯罪被害者等見舞金の支給の制限）

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遺族見舞金及び傷害見舞金（以下「犯罪被害者等見舞金」という。）を支給しない。

(1) 犯罪行為が行われた場合において、犯罪被害者又は第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは第4条第2項の規定により選任された代表者。以下同じ。）と加害者との間に次のいずれかに該当する親族関係があつた場合

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者又はパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行った者を含む。）

イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあつた者を含む。）

ウ 三親等内の親族（ア又はイに掲げる者を除く。）

(2) 犯罪被害について、犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該

当する行為があった場合

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由があった場合

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等見舞金を支給することが社会通念上適当であると認めるときは、犯罪被害者等見舞金を支給することができる。

(遺族見舞金の額の調整)

第7条 傷害見舞金の支給を受けた者が死亡した場合（当該傷害見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合に限る。）は、当該傷害見舞金の支給により遺族見舞金の一部が支給されたものとみなす。この場合において、当該死亡した者の遺族に支給される遺族見舞金の額は、当該傷害見舞金の額を控除した額とする。

(見舞金等の支給申請)

第8条 遺族見舞金の支給を受けようとする第1順位遺族（以下「遺族見舞金申請者」という。）は、杉戸町犯罪被害者等見舞金支給申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

(2) 犯罪被害者が当該犯罪被害を受けたときに町内に住所を有していたことを証する住民票の写し

(3) 遺族見舞金申請者と犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍謄本又は抄本

- (4) 遺族見舞金申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行った者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (5) 遺族見舞金申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行った者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
- (6) 遺族見舞金申請者が第4条第1項第2号イに該当する者であるときは、犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
- (7) 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が2人以上あるときは、杉戸町遺族見舞金代表者選任届（様式第2号）
- (8) その他町長が必要と認める書類

2 傷害見舞金の支給を受けようとする犯罪被害者（以下「傷害見舞金申請者」という。）は、杉戸町犯罪被害者等見舞金支給申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 負傷の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書
- (2) 犯罪被害者が当該犯罪被害を受けたときに町内に住所を有していたことを証する住民票の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類
（支給申請の期限）

第9条 犯罪被害者等見舞金の支給申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは傷害の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪行為による死亡若しくは傷害が発生した日から7年を経過したときは、行うことができない。

（支給決定等）

第10条 町長は、第8条に規定する申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに支給の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項による決定を行ったときは、杉戸町犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（様式第3号）により、支給しないことを決定したときは、杉戸町犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(犯罪被害者等見舞金の支給決定の取消し等)

第11条 町長は、犯罪被害者等見舞金の支給決定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、犯罪被害者等見舞金の支給決定を取り消すことができる。この場合において、既に犯罪被害者等見舞金を支給したときは、その返還を求めるものとする。

- (1) 犯罪被害者等見舞金の支給後に第6条第1項各号に該当することが判明したとき（同条第2項の規定により、社会通念上適当であると町長が認める場合を除く。）。
- (2) 偽りその他不正な手段により犯罪被害者等見舞金の支給決定又は支給を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が犯罪被害者等見舞金の支給決定を取り消し、又は既に支給した犯罪被害者等見舞金の返還を求めることが適当であると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により犯罪被害者等見舞金の支給決定を取り消したときは、杉戸町犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(報告等)

第12条 町長は、犯罪被害者等見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、受給者に対し、報告を求め、及び調査を行うことができる。

2 町長は、犯罪被害者等見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、関係機関、病院その他関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族又は傷害を受けた者について適用する。

様式第1号（第8条関係）

杉戸町犯罪被害者等見舞金支給申請書兼請求書

年 月 日

杉戸町長 あて

申請者 住 所

氏 名

Ⓜ

電話番号

犯罪被害者との続柄

杉戸町犯罪被害者等支援条例第8条の見舞金の支給を受けたいので、同施行規則第8条の規定により、次のとおり杉戸町犯罪被害者等見舞金を申請及び請求します。

犯罪行為の行われた日時		年 月 日 午前・午後 時 分頃
犯罪行為の行われた場所		
犯罪被害者	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	犯罪行為が行われたときの住所	杉戸町
犯罪被害の発生状況		
被害の状況		<input type="checkbox"/> 死亡（死亡日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 全治1か月以上の負傷疾病※別紙診断書のとおり
取扱い警察署 （被害届の受理番号）		都道府県 警察署 （ 年 月 日 第 号）
申請する見舞金	見 舞 金	<input type="checkbox"/> 遺族見舞金 300,000円
		<input type="checkbox"/> 傷害見舞金 100,000円
【同意確認欄】 (1) 犯罪被害の発生状況等、当該申請に関する必要な事項について、杉戸町長が警察署等の関係機関に確認等を行うことに同意します。 (2) 見舞金の支給後、杉戸町犯罪被害者等支援条例施行規則第6条第1項各号の規定に該当することが判明した場合は、同規則第11条の規定により、既に支給を受けた見舞金を返還することに同意します。 (3) この申請において、第1順位遺族が複数人いるとき又は遺族見舞金の支給決定を受けた後にこの遺族見舞金を受け取るべき遺族が判明した等、他の遺族との調整が必要となる場合は、私の責任において解決します。 年 月 日 氏名（自署）		

様式第2号（第8条関係）

杉戸町遺族見舞金代表者選任届

年 月 日

杉戸町長 あて

申請者 住 所
氏 名
電話番号
犯罪被害者との続柄

私は、遺族見舞金を受けるべき第1順位の遺族を代表し、遺族見舞金の申請、請求及び受領をする者に選任されたことを届け出ます。

なお、下記第1順位遺族以外に新たな第1順位遺族が判明した場合は、代表者の責任において解決いたします。

記

私は、上記の者が、遺族見舞金を受けるべき第1順位の遺族を代表し、遺族見舞金の申請、請求及び受領する者になることに同意します。

第1順位の遺族の氏名	犯罪被害者との続柄	住 所	電話番号

第1順位遺族である者のうち、上記欄に署名等ができない者の理由等（未成年者又は所在不明等）については下記のとおり申出します。

第1順位の遺族の氏名	犯罪被害者との続柄	署名できない理由

様式第3号（第10条関係）

杉戸町犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）支給決定通知書

年 月 日

様

杉戸町長

年 月 日付けで申請のあった犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 見舞金の種類

2 支給決定額 円

様式第4号（第10条関係）

杉戸町犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）不支給決定通知書

年 月 日

様

杉戸町長

年 月 日付けで申請のあった犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）の支給について、下記の理由により支給しないこととしたので通知します。

記

不支給理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、杉戸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、杉戸町を被告として（訴訟において杉戸町を代表する者は杉戸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号（第11条関係）

杉戸町犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書

年 月 日

様

杉戸町長

年 月 日付けで申請のあった犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・傷害見舞金）の支給について、下記の理由により、その決定を取り消すこととしましたので通知します。

記

取消理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、杉戸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、杉戸町を被告として（訴訟において杉戸町を代表する者は杉戸町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。